平成２５年（フ）第２３号
名古屋市中川区柳森町2708番地
破産者　有限会社スリーフォー
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４号
三重県員弁郡東員町大字山田2534番地19
破産者　宮坂美喜代
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
三重県いなべ市大安町梅戸3413番地２
破産者　有限会社山松建工
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６号
三重県三重郡菰野町大字永井2337番地17
破産者　有限会社八神建設
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７号
三重県三重郡菰野町大字田光3352番地
破産者　中田　　力
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
三重県桑名市大字蓮花寺518番地５
破産者　植木敬子こと　全　　敬順
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４４９５号
大阪市東成区深江北１丁目６番20号
破産者　株式会社サカミプロセス社
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９７号
東京都中央区日本橋箱崎町37番４号
破産者　株式会社東京サカミ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２４号
大阪府豊中市東豊中町６丁目24番１―303号
破産者　株式会社ティーツーシステム
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８号
岡山市南区東畦83番地10
破産者　山下　知文
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６号
北九州市小倉北区魚町２丁目４番20号
破産者　株式会社ハヤシ・ジャパン
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5323番地、前住所大阪府大阪市平野区加美南１丁目７番19号
破産者　加藤　和海
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目２番７号
破産者　有限会社若葉開発
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２８号
茨城県稲敷郡河内町生板315番地１
破産者　株式会社イズミ計装
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９８９号
東京都八王子市みなみ野３丁目23番11号
破産者　橋山　由美
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４３号
東京都杉並区西荻南２丁目20番８号
破産者　株式会社グレイフラッシュデザイン
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４４号
東京都羽村市富士見平２丁目９番地羽村団地14―502
破産者　長谷見正芳
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７５号
相模原市中央区相模原２―13―２
破産者　株式会社ティシーソリューション
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８５号
愛知県一宮市瀬部字兜27番地３
破産者　有限会社ジョイライフ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５４０号
愛知県豊田市広久手町５丁目３番地１　ほほえみ２―Ｃ号、前住所愛知県安城市里町石橋21番地85　石橋団地362―４
破産者　森下　賢吾
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
奈良県生駒市高山町4981番地
破産者　株式会社ドリーム＆フリーダム
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８７号
兵庫県芦屋市浜町２―８　ピュア打出１階、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区住吉宮町７丁目７番７号
破産者　株式会社ＭＳＳＣ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係